

死亡の届出を終えられた方へ

飯南町役場 住民課

死亡による諸手続き(お知らせ)

死亡の届出後は次の手続きが必要です。落ち着かれましたら、お手数ですが各庁舎・支所または保健福祉課までお出かけください。”

区分	手続き事項	持参してもらうもの
☆個人番号関係	<input type="checkbox"/> 個人番号カード返納届	個人番号カード
☆国民年金関係	<input type="checkbox"/> 未支給年金請求 (年金受給者死亡の場合) <input type="checkbox"/> 死亡一時金等請求 (国民年金加入者が死亡した場合) ※請求には添付書類として、戸籍謄 (抄)本、住民票が必要となります。	年金証書 老齢福祉年金証書 認印 請求者の通帳(※1) 他
★国民健康保険関係	<input type="checkbox"/> 保険証の返還 <input type="checkbox"/> 高齢受給者証の返還(70~74歳) <input type="checkbox"/> 葬祭費の申請 <input type="checkbox"/> 世帯主変更・振替口座の届出(※2・3) (世帯主死亡の場合)	国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証 認印 請求者(喪主)の通帳
★後期高齢者関係	<input type="checkbox"/> 葬祭費の申請	後期高齢者医療被保険者証 認印 請求者(喪主)の通帳
☆児童手当関係	<input type="checkbox"/> 受給者変更の届出 (受給者死亡の場合)	受給者の健康保険被保険者証 認印 受給者の通帳
★子ども医療関係	<input type="checkbox"/> 受給資格者変更の届出 (受給資格者死亡の場合)	受給者の健康保険被保険者証 認印
☆印鑑登録関係	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証の返還	印鑑登録証
◆上下水道関係	<input type="checkbox"/> 名義変更・振替口座の届出(※2・3) (世帯主死亡の場合) <input type="checkbox"/> 下水道変更届(使用人員の変更)	認印
☆CATV関係	<input type="checkbox"/> 名義変更・振替口座の届出(※2・3) (世帯主死亡の場合)	認印
★介護保険関係	<input type="checkbox"/> 喪失届	介護保険被保険者証 認印
★福祉関係	<input type="checkbox"/> 返還届(身体障害者手帳) <input type="checkbox"/> 資格喪失届(福祉医療) ◎「特別障害者手当」受給者死亡の場合には、「未支給請求」ができる場合があります。	身体障害者手帳 福祉医療証 住民票の除票(続柄あり) 認印 請求者の通帳 他
◇農地関係	相続により農地を取得された方は、農業委員会に届出をする必要があります。詳しくは農業委員会へお問い合わせください。	
◎土地・家屋等の登記関係	相続により土地・家屋等を取得された方は、登記の変更手続きが必要です。詳しくは管轄の法務局へお問い合わせください。 松江地方法務局出雲支局 (電話:0853-20-7732)	

(※1) 国民年金や特別障害者手当の未支給請求順位は、①亡くなられた方の配偶者、②配偶者がいない場合は亡くなられた方の子・・・となります。通帳ご持参の際にお気をつけください。

(※2) 世帯主が亡くなられた場合、世帯主変更の手続きも必要です。

(※3) 振替口座の届出については、金融機関での手続きとなります。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

- ☆住民課窓口 電話:76-2213
- ★保健福祉課 電話:72-1770
- ◆建設課 電話:76-3942
- ◇農業委員会 電話:76-2214

受付日:

対応者: